

野党が先に法案提出、 政府案の刑事罰撤回

2 新型インフル特措法等改正案

政府に先んじて新型インフル特措法等改正案を提出

新型コロナウイルス感染症が急拡大する中、立憲民主党は、感染拡大防止策の実効性を高めるため、新型インフル特措法等改正案を203回臨時国会に野党4党共同で衆議院に提出した。現行法では国と地方の権限や分担が曖昧であるため、改正案では都道府県による緊急事態宣言発出等の要請、国・都道府県・市町村間の連携強化、医療・検査体制の強化、緊急事態宣言下での立入検査、給付金の支給、感染予防措置等、地方の役割拡充と国の支援強化を柱とした。

政府案提出前の与野党協議で一定の成果

政府は2021年1月、感染防止強化のための法案準備により着手した。政府案は通常、国会提出されてから野党が審議するが、異例のことながら提出前に与野党協議が行われた。

立憲民主党は、①緊急事態宣言下の時短営業措置は影響が大きく、対象業種・対象地域など根拠を説明すること、②より強い強制手段を取る際の解除条件や期間を明確にし、対象を関連業者等に拡大、事業規模に応じた補償を実施すること、③医療・介護施設などリスクの高い職場で働く人の検査を強化すること、との前提条件を示した。

与野党協議の結果、野党の主張に基づき、①野党案の臨時医療施設の開設、宿泊療養・自宅療養に関する規定、国と地方の連携、②事業者や地方への財政上の措置、支援措置、③間接的に影響を受けた事業者への支援を示唆する条文、④差別防止に関する規定、が入るなど、一定の成果を得た。

政府原案に欠陥あり、政府案を修正して成立

前述の協議内容等を受け、政府は204回通常国会の1月22日、新型インフル特措法等改正案を提出した。原案には、知事による営業時間短縮命令や、拒否した事業者への行政罰の過料、「まん延防止等重点措置」の新設、入院拒否に対する刑事罰が盛り込まれていた。

政府案は初めに刑事罰ありきとする重大な欠陥を含んでいたため、立憲民主党は自民党との修正交渉に臨んだ。最重点として「刑事罰の撤回」を求めた結果、以下の修正が実現したため、法案に賛成し成立した。

感染症法では、①入院拒否者を対象とした刑事罰の「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」を削除し行政罰の「50万円以下の過料」に変更、②保健所などによる「積極的疫学調査」を拒否した人への「50万円以下の罰金」を「30万円以下の過料」に変更した。

新型インフル特措法では、①緊急事態宣言下で営業時間の短縮命令などを拒否した事業者への過料額を「50万円以下」から「30万円以下」に減額、②「重点措置」下での拒否事業者への過料額を「30万円以下」から「20万円以下」に減額変更した。また、①「重点措置」の発令にあたっての速やかな国会報告の明記、②事業規模に応じた支援のあり方の検討等について、委員会質疑と附帯決議で明確にした。

なお立憲民主党は、6月11日に、患者等への医療提供の要請等を規定し、検査を促進する「国民の命を守るための検査拡充・病床確保・医療従事者等支援3法案」を衆議院に提出し、継続審議となった。